

最高裁秘書第3113号

令和3年10月15日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る諮問について（通知）

9月10日付けで最高裁判所が下記の司法行政文書を一部不開示としたことに対する苦情の申出について、本日、情報公開・個人情報保護審査委員会に諮問しましたので、通知します。

記

開示の申出があった司法行政文書の名称等

民間の法律関係の出版社等から最高裁判所の判決書の提供を求められた際に作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

（担当）秘書課文書開示第二係 電話03（3264）5652

最高裁秘書第3239号

令和3年10月21日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

諮詢番号等について（通知）

司法行政文書の開示に係る苦情の申出について、諮詢を下記のとおり受けたので、
通知します。

記

1 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

民間の法律関係の出版社等から最高裁判所の判決書の提供を求められた際に作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

2 苦情の申出がされた日

令和3年9月15日

3 謝問番号等

(1) 謝問番号

令和3年度（最情）諮詢第39号

(2) 謝問日

令和3年10月15日

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

最高裁秘書第3240号

令和3年10月21日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第39号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

令和3年10月15日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 中 村



理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第1号、第2号及び第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

民間の法律関係の出版社等から最高裁判所の判決書の提供を求められた際に作成し、又は取得した文書（直近の事例に関するもの）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、9月10日付で一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) 苦情申出人は、本件対象文書の不開示部分が法第5条1号、第2号及び第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張するが、本件対象文書中の不開示部分には、以下の情報が記載されているため、法第5条各号に定める不開示情報に相当する。

ア 法第5条第1号の情報について

本件対象文書には、法人の担当者氏名及び印影並びに担当職員の内線番号及び印影が記載されており、これらの情報は個人識別情報に相当し、法第5

条第1号ただし書イからハまでに相当する事情は認められない。

イ 法第5条第2号イの情報について

本件対象文書には、法人名、代表者氏名、印影、所在地（郵便番号を含む）、電話番号、ファクシミリ番号、製品名、当該製品名を推知させる情報及び仮名処理方針に関する情報が記載されており、これらの情報は公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に当たる。

ウ 法第5条第6号の情報について

本件対象文書には、担当職員の内線番号が記載されており、この情報は公にすることにより裁判所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報に当たる。

(2) よって、原判断は相当である。